

## 令和4年度 介護職員等によるたんの吸引等の研修事業

### 「不特定多数の者対象(第2号研修)9月開催」受講者募集要項

- 1 目的 特別養護老人ホームや障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象者 次の施設・事業所で介護職員等(介護福祉士を含む)として従事している方  
(高齢) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所  
通所介護(地域密着型及び認知症対応型を含む)  
訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 等  
(障害) 障害者支援施設、生活介護事業所、短期入所事業所  
福祉型障害児入所施設、障害児通所支援事業所  
居宅介護、重度訪問介護 等  
※下線部在宅系事業所は、7. 指導看護師参照の上、指導看護師と契約する必要があります。
- 3 開催日 今年度より**講義のみ**オンラインにて受講可能となりました。  
(講義・筆記試験)  
※赤字の日は**5日間通し**で、**通学受講又はオンライン受講の選択**となります。  
9月15日、16日、17日、20日、22日、29日、30日、10月6日、7日  
(補講・筆記再試験) 10月8日  
(演習評価) 10月13日、14日、15日のうち1日(筆記試験合格者のみ)  
※ 詳細な日時は受講決定時にお知らせします。
- 4 会場 兵庫県福祉センター(神戸市中央区坂口通2-1-1)
- 5 募集人員 50人
- 6 留意事項
  - ① 本研修は、たんの吸引等の対象者の入所・利用がある施設・事業所でたんの吸引等を行うことができる介護職員を養成する研修です。(たんの吸引等の対象者の、入所・利用がない施設・事業所からの申し込みはできません)
  - ② 実地研修は、指導看護師の指導のもとに原則として自施設で行います。
  - ③ 実地研修の行為については、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)、経管栄養(胃ろう又は腸ろう(滴下・半固形化栄養剤)、経鼻経管栄養)の行為のうちから、申し込み時点で必要な行為を選択してください。
  - ④ 自施設でできる行為のうち、回数が不足する場合は、**安全な連携体制を整えた上で同一法人内他施設での研修も可能です。※少なくとも最終3回は自施設で行うこと。**
  - ⑤ 自施設に対象者がいない行為については、**安全な連携体制を整えた上で、同一法人内の他施設でも研修可能です。※自施設で実際に研修を実施できる行為が、最低1つは必要となります。**  
(修了した行為のみを修了認定します)。
  - ⑥ 指導看護師(下記「7」のとおり)は各施設の責任で確保してください。
  - ⑦ 非侵襲的・侵襲的人工呼吸療法でのたんの吸引の実地研修を希望する場合は、通常手順の研修を修了後、改めて研修実施の申し込みをしてください。
  - ⑧ 受講申込書に記載された個人情報、兵庫県から兵庫県介護福祉士会へ提供しますので、申込前に受講者本人に説明の上、同意を得てください。受講申込がされた時点で受講者本人の同意がなされたものとします。

〈裏面以降も必ずお読み下さい。〉

## 7 指導看護師

- ① 所定の講習会【★の(1)又は(2)】を修了した自施設所属の看護師が、実地研修の指導・評価を行ってください。
- ② 自施設で指導看護師を確保できない場合は、所定の講習会【★の(1)又は(2)】を修了した看護師を同一法人内の他施設からの派遣により確保の上、指導・評価を受けてください。
- ③ 上記①又は②によっても指導看護師が確保できない場合は、自施設所属看護師又は派遣を受ける予定の看護師が、兵庫県看護協会が実施する指導者講習会（12月実施予定、講習会については兵庫県看護協会にお問い合わせください。）又は、医療的ケア教員講習会に必ず受講申し込みを行ってください。

★所定の講習会 (1) 兵庫県看護協会が実施する指導者講習会 (2) 医療的ケア教員講習会

※(1)は平成23年度の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象）指導者講習会」、平成24年度以降の「介護職員等によるたんの吸引等研修事業指導者講習会」以外の指導看護師研修の修了者は、当該講習会を修了したものと見なされませんので、改めて当該講習会を受講してください。

※准看護師の受講は不可です。

※兵庫県看護協会が実施する指導者講習会は、詳細が決まり次第ホームページにてご案内します（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18\\_000000126.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000126.html)）。

※医療的ケア教員講習会については、近畿厚生局のホームページにて確認ができます

（[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/youseisisetuitirann.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/youseisisetuitirann.html)）

## 8 受講料等

研修前に兵庫県介護福祉士会の指定する口座に振り込んでいただきます。なお、振り込み後の受講料は、キャンセルされる際も返金はされませんので、ご注意ください。

- ① 受講料 42,000円（基本研修40,000円+損害賠償保険料金2,000円）
- ② 事務諸費用（テキスト代、修了証書送付用レターパック代） 2,500円

※筆記試験又は演習評価が不合格の場合、別途再試験料又は再演習評価料各5,000円が必要です。

- 9 申込方法 兵庫県介護福祉士会のホームページもしくは <https://ws.formzu.net/dist/S31041519/> よりお申込みください。  
右記QRコードからも申込ができます。



- 10 申込期限 令和4年8月5日（金）

## 11 注意事項

- (1) 申込者多数の場合、受講できない場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 同一の施設・事業所から複数名の申込みがあった場合、原則優先順位1位を受講選考の対象とします。
- (3) 実地研修は「3 開催日」の期間に実施する基本研修・筆記試験・演習を修了した後に、受けていただくこととなりますので、ご注意ください。
- (4) 受講者の選考後、受講決定通知書等を送付します（8月中旬ごろ通知予定）。

- 12 問い合わせ先 兵庫県介護福祉士会 事務局 TEL：078-855-9155

本研修は、下記事業の活用が可能です。

詳細は下記URLをご覧ください。

- ・兵庫県「介護福祉士試験の実務者研修にかかる代替職員の確保事業」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/sikenndaitai.html>

# 注 意 事 項

## 1 今回の研修について

- (1) ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。
- (2) 受講申込書に記載された個人情報は、兵庫県介護福祉士会から兵庫県へ提供することもあります。申込前に受講者本人に説明の上、同意を得てください。受講申込がされた時点で受講者本人の同意がなされたものとします。
- (3) 今回の研修（以下「基本研修」）では、講義及び演習（シミュレータ演習）を行います。
- (4) 基本研修修了者は後日、自施設において実地研修を受講していただきます。研修内容等の詳細については別途、お知らせします。

## 2 受講者の推薦等について

- (1) 受講者は、管理者の推薦に基づき派遣されるものですので、研修派遣に関する処遇については、十分に配慮してください。
- (2) 受講決定者の変更は、原則として認められません。  
やむを得ず変更する必要がある場合は、9月2日（金）までに兵庫県介護福祉士会へ申し出て  
ください。  
事前の申し出がなく、当日に受講決定者と異なる方が来られても、受講できません。

## 3 実地研修について

- (1) 実地研修は、所定の講習会を修了した指導看護師（准看護師は不可）の指導の下、実施する行為ごとに必要な回数を行い、当該指導看護師が評価します。
- (2) 同一法人内の他施設の看護師が指導看護師となる場合は、実地研修を行う際には必ず当該施設の看護職員も同席し、指導看護師に対して対象者の状態等の情報連携を行うとともに、指導看護師から介護職員への指導内容を把握するなど、資格取得後のたんの吸引等の行為の実施に備えてください。
- (3) 訪問、居宅系のサービス事業者で、自事業所に指導看護師がいない場合は、実地研修を担当する指導看護師と契約の上、実地研修を行う際には対象者宅へ訪問している看護職員も同席し、指導看護師に対して対象者の状態等の情報連携を行うとともに、指導看護師から介護職員への指導内容を把握するなど、資格取得後のたんの吸引等の行為の実施に備えてください。

## 4 研修の修了及び認定証の発行、事業者登録について

今回の研修及び実地研修の修了者に対しては、兵庫県介護福祉士会から「修了証書」を交付しますので、必ず次の①及び②の手続きを行ってください。いずれの手続きも行わずに、当該修了者にたんの吸引等の行為を行わせた場合、医療法等の違反となり、当該修了者や事業者が処罰されることがありますので、十分ご注意ください。

- ① 修了証書受領後「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要がありますので、別途、県担当課に申請を行ってください。
- ② 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等を雇用している事業者は、別途、県担当課に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

## 5 研修における欠席等について

- (1) 研修当日に無断で欠席された場合は、以降の研修は受講できません。  
また、今後の研修申込みにおいても、施設単位で優先順位は下がります。  
やむを得ない事情等により研修を欠席する場合は、研修開始時間までに兵庫県介護福祉士会へ連絡してください。
- (2) 講義時間は規定で定められたものであり、全て受講しなければ筆記試験を受験することができません。